

オンライン学習の通信費分を追加支給します！！

～奨学のための給付金～

支給額

年額10,000円（定額）

（7月以降に家計急変世帯となった場合：月額1,000円（定額））

※ 新型コロナウイルス感染症拡大による、令和2年度のみの特例的措置です。

追加支給を受けるための要件

- 1 奨学のための給付金（家計急変を含む）の支給対象であること。
- 2 誓約書または契約書等により通信費への利用（予定）を確認できること。

提出書類 ※次の1か2の書類のどちらか一方を提出してください。

1 受給を希望する方

オンライン学習の通信費に係る誓約書（別記様式13）

（オンライン通信費に係る契約書等の写しも可）

2 受給を希望しない方

オンライン学習の通信費を受給しない旨の申出書（別記様式14）

提出期限

令和2年8月28日（金）

※ 生徒が在学する学校の事務室に提出してください。

質問コーナー

Q：オンライン学習をするためのICT機器にはどのようなものがありますか？

A：パソコン、携帯、タブレット端末などとなります。（※契約者の名義は問いません）

Q：オンライン学習にはどのようなものが含まれますか？

A：調べ物学習、各教科に関連するHPや動画の閲覧、配信教材（印刷利用の場合でも対象）、問題解説動画などとなります。

Q：今後オンライン学習を考えている場合も対象ですか？

A：2021年3月末までに学習を行う予定であれば対象です。

Q：10,000円の全額をオンライン学習の通信費で利用しなければなりませんか？

A：オンライン学習の通信費として使用していただくことを想定していますが、利用した回数や金額の調査を行う予定はありません。

Q：オンライン学習を行う予定で誓約書を提出しましたが、事情により利用ができませんでした。返還が必要ですか？

A：オンライン学習の通信費に充てる意志を確認の上、支給しているものであることから、意図的な虚偽の申告でない限り返還を求めることはありません。